

役場

高齢者ショートステイ事業（保険長寿課 高齢福祉係 67-2111 内線 2116）

※内 容：生活の安定を図るため、高齢者が施設で養護の必要があると認められた場合に、一時的に養護老人ホーム「さわやか長楽荘」に入所させます。

※入所期間：原則 7 日以内

ただし、町長が真にやむを得ないと認めた時は、必要最小限で期間の延長ができます。

※対 象 者：①町内に住所を有する概ね 65 歳以上の方で、介護保険法に規定する短期入所、生活介護が適用されていない方

②日常生活を営むうえで、身体上または精神上支障があるため養護が必要な方であって、養護している方が、疾病、冠婚葬祭、出産、出張、公的行事参加、旅行などの理由により一時的に養護することが困難な方

③その他町長が、特に必要と認めた方

※申請方法：①高齢者ショートステイ利用申請（健康診断書添付）⇒②審査・決定（訪問調査）⇒③決定通知⇒④施設利用⇒⑤納付書による利用料納入

※費 用：飲食物相当額、その他経費として 1 日 5,296 円（個人負担 2,648 円、町負担 2,648 円）

あっと訪夢・ふらっとハウスの利用（高齢者いきがい活動支援事業）

（保険長寿課 高齢福祉係 67-2111 内線 2116）

在宅の高齢者等に対し、通所により各種のサービスを提供することにより、生活の支援、社会的孤立の解消、心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ります。

※内 容：①虚弱高齢者等を対象としたデイサービス事業・生活指導、日常動作訓練、養護、健康チェック等

②在宅介護に関する各種の相談、在宅介護の方法などの指導及び助言

③高齢者の教養講座等

④世代間の交流

⑤支援員（常勤）、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、ボランティア等による各種事業の実施

※対 象 者：町内に住所を有する 65 歳以上の方であり、日常生活において基本的な動作ができる方
＜介護認定を受けている方＞

区分	利用の可否
介護予防・生活支援サービス事業対象者、要支援 1、要支援 2 の方	日常生活において、基本的な動作が出来る人は利用可。 ※本人、家族の同意書添付
要介護 1 以上の方	原則不可。ただし、家族の付き添いがあれば利用可。

※支援センターの名称

高齢者いきがい活動支援センターみたけ「ふらっとハウス」（指定管理者 技研サービス）
住所：御嵩町御嵩1512-1 電話：67-6359

高齢者いきがい活動支援センターふしみ「あっと訪夢」（指定管理者 みたけスポーツ・文化倶楽部）
住所：御嵩町伏見800-2 電話：67-1488

※休 館 日： ①土・日曜日 ②国民の祝日・休日 ③12 月 29 日から翌年 1 月 5 日まで

※会館時間：午前 9 時～午後 4 時

※利 用 料： 無料

※関連施設： 老人憩いの家（住所：御嵩町中 2098-5 電話：67-2477）

→ボランティアによる各種行事、介護予防に関する各種行事を開催しています。

憩いの家の使用にはあらかじめ申請書の提出が必要です。詳しくは高齢福祉係、または老人憩いの家までお問い合わせください。

ねたきり高齢者等日常生活用具給付等事業（保険長寿課 高齢福祉係 67-2111 内線 2116）

※内 容：在宅のねたきり高齢者やひとり暮らし高齢者、認知症高齢者等に対し日常生活用具を給付します。

種目	対象者	種類	基準額（同一年度内における）
自動消火器	ねたきり高齢者またはひとり暮らし高齢者	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消化液を噴出し、初期火災を消火し得るものであること	30,900円
電磁調理器	心身機能の低下に伴い 防火等の配慮が必要な ひとり暮らし高齢者	電磁による調理器であって、高齢者が安易に使用し得るものであること	41,000円
日常生活用品	ねたきり高齢者または認知症高齢者で要介護認定にて <u>要介護4または5</u> と認定されたものを原則とする	ねまき、おむつ、肌着、特殊シート	給付上限額 月5,000円または 2,500円

※対 象 者：①ねたきり高齢者：介護保険法の規定により要介護認定を受けた寝たきりの状態にある、概ね 65 歳以上の方

②ひとり暮らし高齢者：ひとりで暮らしている概ね 65 歳以上の方

③認知症高齢者：介護保険法の規定により要介護認定を受け、高度な認知症の状態にある、概ね 65 歳以上の方

※上記①～③のうち、対象者が市町村民税課税者は対象外（申請月が4月～5月までの場合は前年度の課税状況で判断）

※申請方法：①日常生活用具給付申請（自動消火器、電磁調理器は見積書添付）⇒②給付可否の決定⇒

③決定通知⇒④給付券の交付

※費用負担：

①用具の給付等の本人負担額（自動消火器・電磁調理器）

生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円
生計中心者が前年所得税非課税世帯	0円
生計中心者の年所得税課税年額が 5千円以下の世帯	16,300円
生計中心者の年所得税課税年額が 5千1円以上1万5千円以下の世帯	28,400円
生計中心者の年所得税課税年額が 1万5千1円以上4万円以下の世帯	42,800円
生計中心者の年所得税課税年額が 4万1円以上7万円以下の世帯	52,400円
生計中心者の年所得税課税年額が 7万1円以上の世帯	全額

※1月から5月までの給付等は、前々年の所得税額を基準とする

②日常生活用品の給付上限額（月額）（ねまき、おむつ、肌着、特殊シーツ）

1. 生活保護法による非保護者 2. 市町村民税非課税世帯 3. 市町村民税所得割非課税世帯 4. 市町村民税所得割課税額 6万円未満の世帯	5,000円/月
市町村民税所得割課税額 6万円以上20万円未満の世帯	2,500円/月
市町村民税所得割課税額 20万円以上の世帯	0円

※階層区分の決定は、対象者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員の課税状況に基づくものとする。

※4月から5月までの申請は、前年度の市町村民税所得割課税額により決定する。

6月から翌年3月までの申請は、申請の日の属する年度の市町村民税所得割課税額により決定する。

高齢者等配食サービス事業（保険長寿課 高齢福祉係 67-2111 内線 2116）

ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯等で調理をすることが困難な方に対して、配達による食事の提供を行います。

※内 容：①配食を実施する事業者へ委託、配食と同時に安否確認の実施

②利用者は利用料のうち自己負担額のみを直接事業者へ支払をする。

※対 象 者：調理をすることが困難な、65 歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、または障がい者の方

※申請方法：①配食サービス利用申請（民生委員の意見）⇒②審査・決定⇒③決定通知⇒④配食の注文⇒

⑤事業者へ通知（配食の手配等、町が行います）

※事 業 者：

事業者名等	配食	休日	配達区域	利用者負担
（株）いずみ 愛知北営業所 ☎0587-95-6123	昼食 夕食	年末年始	御嵩地区（一部を除く）・ 中地区・伏見地区 ※ 上之郷地区は要相談	一般食 1 食あたり 400 円（特別食は別途費用 が掛かります）
ワタミ（株） 岐阜可児営業所	夕食	土日祝日 年末年始	井尻・御嵩地区・ 中地区・伏見地区 ※ 井尻以外の上之郷地区 は要相談	5 種類の弁当に対し 1 食あたり 265 円・310 円 328 円・360 円

※(株)いずみの特別食…粥軟飯(20 円増)、きざみ食(50 円増)、糖尿病食と減塩食は要問合せ

高齢者等リフト付福祉車両運行料金助成（保険長寿課 高齢福祉係 67-2111 内線 2116）

※内 容：リフト付福祉車両を運行するタクシー会社等を利用してかかる費用の一部を助成します。

※割増料金：深夜、早朝、付添員は対象外

※対 象 者：町内に住所を有する方のうち、

①介護度 4・5 の寝たきり高齢者

②身体障がい者（身体障害者手帳：体幹、下肢機能障害 1 級）

③前 2 号と同程度の状態にあると認めた方

※同一利用日内における往復での利用を一回とみなす為、入退院など片道での利用は不可。

※申請方法：①高齢者等リフト付福祉車両運行料金助成申請（領収書を添付）⇒②審査・決定⇒

③決定通知（白紙の請求書を添付）⇒④請求書の届け出（申請者から町）⇒

⑤支払い（町から申請者）

※利用範囲： 御嵩町、可児市、加茂郡、美濃加茂市、土岐市、多治見市、瑞浪市

※助成額：①1回の運行料金の金額が、20,000円または実際に支払った料金のいずれか低い人の額に2分1を乗じて得た額。

②月2回までの運行料金を助成対象とする。

ねたきり高齢者等介護者手当支給事業（保険長寿課 高齢福祉係 67-2111 内線 2116）

※内 容：在宅のねたきり高齢者、認知症高齢者及びねたきりの身体障がい者を介護している方に対し、介護者の労をねぎらうことを目的とした手当を支給します。

①支給金額：ねたきり高齢者等1人につき月額4,000円（※毎年度2,000円減額となり、令和6年度に廃止します。）

②支給期間

(1) 支給対象期間	(2) 申請月	(3) 支給月
第1期 4月～7月	8月	9月
第2期 8月～11月	12月	1月
第3期 12月～翌3月	4月	5月

※対 象 者：介護認定を受けておらず、下記①・②・③の一つに該当するねたきり高齢者等と引き続き6月以上同居及び、生計を一にして介護している介護者に支給します。

①ねたきり高齢者：本町に住所を有する満65歳以上の在宅の方で次のいずれにも該当し、その状態が6月以上継続している方

ア 要介護4または5と認定されていること

イ 障がい高齢者の日常生活自立度がB2、C1またはC2に判断されていること（主治医意見書による）

②認知症高齢者：本町に住所を有する満65歳以上の在宅の方で次のいずれにも該当し、その状態が6月以上継続している方

ア 要介護4または5と認定されていること

イ 認知症高齢者の日常生活自立度がⅢa、Ⅲb、ⅣまたはMに判断されていること

ウ 主治医意見書において、認知症の周辺症状につき該当する項目が2以上あること（主治医意見書による）

③ねたきり身体障がい者：ねたきり高齢者と同様の状態にある20歳以上65歳未満の身体障がい者

※申請方法：①介護者手当支給申請

※それぞれの支給対象期間に応じた申請月にしか受け付けません。

※日数に関係なく、ショートステイを利用した月は該当月のケアプランの写しを添付すること。

②審査・決定

※入退院やショートステイなど在宅ではない日数が15以上の月は支給対象外となる。

※入院日、退院日、ショートステイ始め日、ショートステイ終了日などは、在宅とみなす。

③決定通知・支払い

※それぞれの支給対象期間に応じた支給月に支払い

住宅用火災警報器助成事業（保険長寿課 高齢福祉係 67-2111 内線 2116）

※内 容：在宅のねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者または認知症高齢者に対し、住宅に設置する火災警報器の購入に係る費用に対する助成をします。住宅用火災警報器を自宅に設置した場合、1世帯に対し1回、2個までの購入及び設置に係る費用の一部を助成します。（維持管理に要する経費は対象外になります）

※対 象 者：下記①、②、③のいずれかに該当し、かつ、生活保護世帯または町民税非課税世帯に属する方

①ねたきり高齢者：本町に住所を有する満65歳以上の在宅の方で次のいずれにも該当する方

ア 要介護4または5と認定されていること

イ 障がい高齢者の日常生活自立度がB1、B2、C1またはC2に判断されていること（主治医意見書による）

②ひとり暮らし高齢者：本町に住所を有するおおむね65歳以上の人で、常時一人で生活している方

③認知症高齢者：本町に住所を有する満65歳以上の在宅の方で次のいずれにも該当する方

ア 要介護3、要介護4または要介護5と認定されていること

イ 認知症高齢者の日常生活自立度がⅢa、Ⅲb、ⅣまたはMに判断されていること（主治医意見書による）

ウ 認知症の周辺症状につき該当する項目が2以上あること（主治医意見書による）

※申請方法：①火災警報器助成申請（領収書添付）⇒②審査・決定⇒③決定通知・支払い

※火災警報器は、日本消防検定協会の鑑定マークが表示されているものに限る。

※費 用：

対象者世帯の階層区分	助 成 額
生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単体世帯を含む。）	購入金額全額 ただし10,000円を上限とする。
生計中心者の町民税所得割が非課税である世帯。	購入金額または10,000円のいずれか低い額に2分の1を乗じて得た額。

※4月から5月までの申請は、前年度の市町村民税所得割課税額により決定する。

6月から翌年3月までの申請は、申請の日の属する年度の市町村民税所得割課税額により決定する。

緊急通報システム事業（保険長寿課 高齢福祉係 67-2111 内線 2116）

※内 容：ひとり暮らしの高齢者または高齢者世帯に緊急通報装置を貸与します。

①1年を通じ24時間体制の常勤職員を置く専門の業者へ業務の委託をし、利用者の緊急時等に迅速且つ的確な対応をする。

②月に1回、電話による安否確認の実施

③協力員の選任：利用者の親族、知人、自治会関係者、民生委員等のうち、直ちに駆けつけることができる者を3人以上選任する⇒緊急時に利用者の近況確認や救急要請の対応

※対 象 者：①介護保険の事業対象者、要支援、要介護の認定を受けた者の概ね65歳以上のひとり暮らし世帯及び高齢者世帯

②その他町長が必要と認めた世帯

※申請方法：①利用申請（民生委員の意見・協力員選任）⇒②審査・決定（町職員が訪問調査に伺います）⇒③決定通知⇒装置取付（業者の者が取付工事を行います）

※費用：無償貸与（電話料金のみ利用者負担）

※使用条件：電話線につなぐため、固定電話を持っている人。なお、子機の場合はご利用できない可能性があります。一度ご相談ください。

※実費にて設置をする場合の目安

標準取り付け工事	12,600 円
機器レンタル料金（月々）	1,575 円
センター利用料金（月々）	2,100 円

御嵩町地域支え合い活動助成金（保険長寿課 高齢福祉係 67-2111 内線 2114）

※内容：高齢者が住み慣れた地域で継続的に生活ができるように、高齢者に対する営利を目的としない活動（集いの場の運営、生活支援サービスの提供、ごみ出し支援等）をおこなっていただける団体に対し、その活動に係る経費の一部を助成します。

※対象活動：①集いの場の運営…地域住民などで構成する団体による、高齢者への集いの場の提供および運営（例：サロンの開設・運営）

②生活支援サービスの提供…調理、掃除および日常生活上の支援の提供

③ごみ出し支援など…ごみ出し、安否確認または見守り活動による支援

※助成額：

助成対象経費	助成金の額	
開設準備経費	通常の場合（下記以外の場合）	開設準備に要した費用相当額（当該金額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、50,000 円を限度とする。
	同一の活動拠点において同一の団体が複数の対象活動を実施する場合、又は同一の団体が複数の活動拠点において対象活動を実施する場合	対象活動 1 つにつき、開設準備に要した費用相当額（当該金額 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、対象活動 1 つあたり 30,000 円を限度とする。
運営経費	集いの場の運営	開所 1 回あたり 1,000 円とする。ただし、一会計年度あたり 30,000 円を限度とする。
	生活支援サービスの提供	1 日の利用者 1 人（同一の団体が、同一の利用者に対して同一日に複数の生活支援サービスを提供する場合は、利用者 1 人とする）につき、300 円を乗じて得た額。ただし、一会計年度あたり 30,000 円を限度とする。
	ごみ出し支援等	実施件数（同一の団体が、同一の利用者に対して同一日にごみ出し支援等を複数回実施した場合は、1 件とする）に 200 円を乗じて得た額。ただし、一会計年度あたり 30,000 円を限度とする。
備品更新経費	備品の更新に要した費用の 2 分の 1 に相当する額（当該金額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、一会計年度あたり 50,000 円を限度とする。	

高齢者なんでも相談（保険長寿課 地域包括支援センター 高齢福祉係 67-2111 内線 2116）

※内 容：高齢者の人が地域で安心して、その人らしい生活を続けていくために必要な相談や支援を行う機関です。「介護や健康に関すること」「高齢者の総合相談支援」「権利擁護」などの相談窓口です。

※場 所：保険長寿課高齢福祉係

※時 間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

筋力トレーニング教室（保険長寿課 高齢福祉係 67-2111 内線 2116）

※内 容：体幹、上肢、下肢用の筋力トレーニングマシン 6 台を使い、筋力トレーニングを実施します。

※対 象 者：介護認定を受けていない 65 歳以上の方

※日 程 等：1 クール 3 ヶ月程度

※場 所：みたけ健康館・伏見にこにこ館・防災コミュニティセンター

※申 込 み：申込みが必要。詳細は、回覧にてお知らせします。

おいしく加味・噛み教室（保険長寿課 高齢福祉係 67-2111 内線 2116）

※内 容：低栄養改善及び口腔機能の向上を目的として実施します。

※対 象 者：介護認定を受けていない 65 歳以上の方

※申 込 み：申込み必要。詳細は、回覧にてお知らせします。

栄養改善調理実習（保険長寿課 高齢福祉係 67-2111 内線 2116）

※内 容：栄養改善と調理実習による介護予防を図ります。

※対 象 者：介護認定を受けていない 65 歳以上の方

※日 程 等：月 1 回 各会場につき、年間 10 回（7・8 月は除く）

「“ふらっと” ハウスだより」「“あっと訪^{ホーム}夢” だより」にてお知らせします

※場 所：ふらっとハウス・あっと訪^{ホーム}夢

※申 込 み：ふらっとハウス・あっと訪^{ホーム}夢に申込みして下さい。

介護予防出前講座（保険長寿課 高齢福祉係 67-2111 内線 2116）

※内 容：高齢者のグループが、介護予防を目的として行う活動に対し、講師として専門のスタッフを派遣します。1 グループにつき、年 3 回まで、1 回 2 時間以内。

- ①栄養改善指導と調理実習（栄養士を派遣します）
- ②口腔衛生指導と口腔体操（歯科衛生士を派遣します）
- ③運動や手遊び・ゲーム（在宅介護支援センター職員を派遣します）
- ④健康講話（保健師を派遣します）

※対 象 者：65 歳以上の高齢者のグループ

※申 込 み：随時、高齢福祉係にて受付

行方不明高齢者等 SOS ネットワーク「ほっとねっと」

（保険長寿課 高齢福祉係 67-2111 内線 2116）

※内 容：事前に届出をしておくことで、実際に行方不明になった時に少しでも早く発見し、ご家族のもとに帰れるよう、生命と安全を守るネットワークです。

※対象者：認知症の症状等により行方不明になる可能性のある方

※費用：無料

認知症高齢者等見守りシール交付事業（保険長寿課 高齢福祉係 67-2111 内線 2116）

※内容：QRコードが記載されたシールを配布しています。認知症の方が行方不明になった際に、衣類などに貼られたシールを発見者にスマートフォンで読み取ってもらうことで、迅速な保護につながります。

※対象者：町内在住で、認知症の症状等により行方不明になる可能性のある方

※費用：無料（追加交付費用：3,290円）

らくだネット（保険長寿課 高齢福祉係 67-2111 内線 2116）

※内容：配達、送迎、訪問のいずれかをしてくれるコンビニや美容院などの店舗情報を『御嵩町送迎配達店舗ガイド』にて掲載しています。店舗の方々には高齢者の見守りもご協力いただいています。

※対象者：高齢者や障がい者等（各店舗にてご確認ください）

災害時避難行動要支援者支援制度（保険長寿課 高齢福祉係 67-2111 内線 2116）

※内容：高齢者、障がい者等が災害時等における避難等の支援を地域の中で受けられるようにするための制度です。登録が必要です。※災害時に必ず支援が受けられるものではありません。※同意がある方の情報を警察や消防、自治会などと平時より共有します。

※対象者：①ひとり暮らし高齢者または高齢者のみで構成される世帯の方

②介護保険3、4または5の認定を受けている方

③身体障害者手帳1級または2級を有する方

④療育手帳A1またはA2を有する方

⑤精神障害者保健福祉手帳1級または2級を有する方

⑥難病患者

⑦小児慢性特定疾病児童等

※費用：無料

救急医療情報キット（保険長寿課 高齢福祉係 67-2111 内線 2116）

※内容：かかりつけ医や持病など、救急時に必要な情報を救急医療情報キットに保管しておくことで、救急隊が迅速な救急活動に活かすことができます。

※対象者：①65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみで構成される世帯の方

②日中独居等で心配な方

※費用：無料

認知症疾患医療センター（保険長寿課 高齢福祉係 67-2111 内線 2116）

※内容：専門の相談員が認知症に関する不安や悩みのある方からさまざまな相談に対応します。地域包括支援センターなどと連携を図り、介護サービスの調整を図ります。

※指定されている病院：・のぞみの丘ホスピタル 美濃加茂市蜂屋町上蜂屋 3555 0574-27-7833

・岐阜病院 岐阜市日野東 3-13-6 058-247-2118

・黒野病院 岐阜市洞 1020 058-234-7038

- ・大垣病院 大垣市中野町 1-307 0584-75-5031
- ・慈恵中央病院 郡上市美並町大原 1 0575-79-3038
- ・大楸病院 瑞浪市大楸町 121 0572-63-2397
- ・須田病院 高山市国府町村山 235-5 0577-72-2213

福祉オンブズパーソン（保険長寿課 高齢福祉係 67-2111 内線 2114）

※内 容：町長が委嘱した2名の福祉オンブズパーソンが、行政及び民間福祉事業者等が行う福祉サービスに関する町民の苦情を、公正かつ中立な立場で町民に代わって調査し、必要な場合はサービス内容を是正するよう要望したり、制度を改善するよう意見を述べるなど、迅速に処理します。

※申立方法：保険長寿課高齢福祉係に原則、書面にて申立書を提出していただきます。「苦情申立書」は町ホームページをご覧ください。保険長寿課高齢福祉係にお問合せください。

おむつの利用に係る医療費控除（保険長寿課 介護保険係 67-2111 内線 2118）

※内 容：要介護、要支援認定者のうち、おむつを使用している方は、医師が発行する「おむつの使用証明書」と「おむつ代の領収書」を申告の際にお持ちいただくと、医療費控除の対象となります。そのうち、下記の要件を満たす方には「おむつの使用証明書」を御嵩町役場から発行することができます。

※対 象 者：次に掲げるすべての要件を満たしている方

- ①要介護、要支援認定を受けている。
- ②おむつの使用証明書による医療費控除を受けるのが2年目以降である。
- ③「障害高齢者の日常生活自立度」が「B1」以上であり、かつ、尿失禁の発生の可能性があると記載されている。（主治医意見書による）

※費 用：無料

※発行手順：御嵩町役場介護保険係に備えてある申請書に記入していただくことで、「おむつの使用証明書」を発行いたします（印鑑不要）。

- ・要介護認定を受けていない方、おむつの使用証明書による医療費控除を受けるのが初めての方には、御嵩町役場からはおむつの使用証明書を発行することができません。医療機関で同様の証明書を発行してもらってください（医療機関によっては手数料がかかる場合があります）。
- ・おむつの使用証明書による医療費控除を受けるのが2年目以降であっても、医療機関から発行されたおむつの使用証明書を使用できます。

高齢夫婦世帯等の食費、居住費の負担軽減（保険長寿課 介護保険係 67-2111 内線 2118）

※内 容：負担限度額認定の該当にならない方で、高齢夫婦世帯等で一人が介護保険施設に入所し、食費、居住費の全額を負担した結果、在宅で生活する配偶者等が生計困難になるということがないように、特例として負担限度額認定が受けられます。（但し、短期入所には適用されません）。

※対 象 者：次に掲げるすべての要件を満たしている方

- ①世帯員（年齢不問）が2人以上である。
- ②介護保険施設（個室）に入所している。
- ③世帯の年間収入額から年間利用者負担の見込額を差し引いた額が80万円以下となる。（見込額は、利用者負担第4段階である場合の額であり、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費が支給される場合にはそれらを差し引く）。

- ④預貯金等の額が世帯で 450 万円以下である。
- ⑤日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない。
- ⑥介護保険料を滞納していない。

介護保険負担限度額認定（保険長寿課 介護保険係 67-2111 内線 2118）

※内 容：介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型病床、介護医療院）及び短期入所の利用の際、居住費（滞在費）と食費が、世帯の所得状況が低い人については、居住費（滞在費）と食費の自己負担の上限額が定められます。軽減の対象とならない場合は、通常のコスト（参考：利用者負担第 4 段階）となります。

※対 象 者：世帯の所得状況が低い方（下記の表「利用者負担段階」参照）

※上 限 額：

利用者負担段階		施設・部屋の種類	居住費（滞在費）	食費	
				施設サービス	短期入所サービス
利用者負担第 1 段階		ユニット型個室	820 円	300 円	300 円
・生活保護受給者 ・本人及び世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金を受けている方		ユニット型準個室	490 円		
		従来型個室	490 (320) 円		
		多床室（相部屋）	0 円		
利用者負担第 2 段階		ユニット型個室	820 円	390 円	600 円
本人及び世帯全員が町民税非課税で本人の課税対象となる年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方		ユニット型準個室	490 円		
		従来型個室	490 (420) 円		
		多床室（相部屋）	370 円		
		ユニット型準個室	1,310 円		
		従来型個室	1,310 (820) 円		
		多床室（相部屋）	370 円		
第 3 段階 ①	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が 80 万円超 120 万円以下の方	ユニット型個室	1,310 円	650 円	1,000 円
		ユニット型準個室	1,310 円		
		従来型個室	1,310 (820) 円		
		多床室（相部屋）	370 円		
第 3 段階 ②	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が 120 万円超の方	ユニット型個室	1,310 円	1,360 円	1,300 円
		ユニット型準個室	1,310 円		
		従来型個室	1,310 (820) 円		
		多床室（相部屋）	370 円		

※利用者負担段階第 1 段階～第 3 段階に該当する方が、この適用を受けるためには、申請書を御嵩町役場介護保険係へ提出し、認定証の交付を受けることが必要です。なお、新規要介護認定時と毎年 6 月下旬、対象者全員に通知文書と申請書を御嵩町役場介護保険係からお送りしています。

※認定有効期間中であっても、世帯員の転出入や所得変更などにより世帯の課税状況が変わった場合は、認定が取り消しとなる場合があります。

介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）の金額になります。

社会福祉法人による利用者負担軽減制度（保険長寿課 介護保険係 67-2111 内線 2118）

※内 容：社会福祉法人（御嵩町内では御嵩町社会福祉協議会と慈恵会）が提供する介護サービスを利用する場合、対象者の利用者負担額を軽減する制度です。

- ①対象となるサービス：訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、介護老人福祉施設サービス
- ②対象となる費用：介護サービス費（1割）、食費・居住費（滞在費・宿泊費）
- ③軽減割合：利用者負担額の1/4（老齢福祉年金受給者は1/2）

※対 象 者：世帯全員が町民税非課税であって、次に掲げるすべての要件を満たしている方のうち、収入や世帯状況等を総合的に考慮した結果、生計が困難であるとして御嵩町が認めた方

- ①年間収入が単身世帯で150万円（世帯員が1人増える毎に50万円を加算した額）以下である。
- ②預貯金等の額が単身世帯で350万円（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額）以下である。
- ③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない。
- ④負担能力のある親族等に扶養されていない。
- ⑤介護保険料を滞納していない。

※申請書、申告書、及び通帳の写し（残高の記されたページ）を御嵩町役場介護保険係へ提出し、認定証の交付を受けることが必要です。

※生活保護受給者は対象となる費用やその軽減割合が上記とは異なります。詳しくは御嵩町役場介護保険係までお問い合わせください。

高額介護サービス費（保険長寿課 介護保険係 67-2111 内線 2118）

※内 容：介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担の上限額を超えた分が払い戻される制度です。

※対 象 者：1ヶ月に支払った利用者負担の合計が負担の上限を超えた方

対象となる方	負担上限額（世帯合計）
課税所得 690 万円以上	140,100 円
課税所得 380 万円以上 690 万円未満	93,000 円
課税所得 145 万円以上 380 万円未満	44,400 円
一般世帯	44,000 円
世帯の全員が町民税を課税されていない方	24,600 円
・ 合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間 80 万円以下の方 ・ 老齢福祉年金の受給者	15,000 円（個人）※
・ 生活保護を受給している方 ・ 利用者負担を 15,000 円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000 円

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した人全員の負担の合計額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

介護サービスの利用に係る医療費控除の適用（保険長寿課 介護保険係 67-2111 内線 2118）

※内 容：施設サービス、居宅サービスの利用の際の、サービス費、居住費、食費に係る利用者負担額が、医療費控除の対象となります。それぞれの施設から発行される領収書、及び明細書を申告の際にお持ちください。

<施設サービス>

※介護老人福祉施設については、利用者負担額の 1/2 が対象となります。

種別	医療費控除
介護老人福祉施設	○ (1/2)
介護老人保健施設	○
介護療養型医療施設	○

<居宅医療系サービス>

※通所リハビリテーション及び短期入所療養介護（共に予防含む）における交通費は、通常必要とみなされるものに 限り、医療費控除の対象となります。

医療系サービス	
種別	医療費控除
訪問看護	○
介護予防訪問看護	○
訪問リハビリテーション	○
介護予防訪問リハビリテーション	○
居宅療養管理指導	○
介護予防居宅療養管理指導	○
通所リハビリテーション	○
介護予防通所リハビリテーション	○
短期入所療養介護	○
介護予防短期入所療養介護	○

<居宅福祉系サービス>

※居宅サービスのうち、福祉系サービス（下表参照）においては、居宅サービス計画（ケアプラン）に基づいて、同月内で医療系サービス（前項参照）と併せて利用した際に限り、サービス費に係る利用者負担額のみ、医療費控除の対象となります。それぞれのサービス利用料の領収書、及び明細書を申告の際にお持ちください。

福祉系サービス	
種別	医療費控除
訪問介護	△
介護予防訪問介護	△
夜間対応型訪問介護	△
訪問入浴介護	△
介護予防訪問入浴介護	△
通所介護	△
介護予防通所介護	△

認知症対応型通所介護	△
介護予防認知症対応型通所介護	△
小規模多機能型居宅介護	△
介護予防小規模多機能型居宅介護	△
短期入所生活介護	△
介護予防短期入所生活介護	△

居宅サービスのうち、下表に記載のあるサービスにおいては、医療費控除の対象となりません。

種別	医療費控除
認知症対応型共同生活介護	×
介護予防認知症対応型共同生活介護	×
特定施設入居者生活介護	×
介護予防特定施設入居者生活介護	×
地域密着型特定施設入居者生活介護	×
福祉用具貸与	×
介護予防福祉用具貸与	×



※平成 24 年 4 月 1 日以降に支払う介護福祉士等による喀痰吸引等の対価は医療費控除の対象となります。

※介護保険から高額介護サービス費または高額医療合算介護サービス費として払い戻しを受けた金額がある場合は、医療費控除の計算上、医療費から差し引くことになります。

※住宅改修費と福祉用具購入費（共に予防含む）は医療費控除の対象となりません。

要支援・要介護認定者への障害者控除の適用（保険長寿課 介護保険係 67-2111 内線 2118）

※内 容：障害者手帳等をお持ちでない方でも、要介護・要支援認定があり、次の要件を満たす方は、御嵩町役場介護保険係が発行する「障害者控除対象者認定書」を申告の際にお持ちいただくと、障害者控除の対象となります。

※対 象 者：次に掲げる要件を満たしている方

①当該年度末時点（死亡者については死亡日時点）で 65 歳以上であり、要介護、要支援認定を受けている。

②認定調査票、または主治医意見書に「認知症高齢者の日常生活自立度」が「Ⅱa」以上であるか、「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」が「A1」以上であると記載されている。

※発行手順：御嵩町役場介護保険係に備えてある申請書に記入、捺印していただくことで、「障害者控除対象者認定」を発行いたします。※障害者手帳等をお持ちの人には発行することができません。

後期高齢者医療 障害認定（保険長寿課 国保年金係 67-2111 内線 2112）

※対 象 者：一定の障がいがある 65 歳から 74 歳の方

※申請方法：障がいの状況がわかるもの（障害者手帳など）を持参の上、国保年金係までお越しください。

後期高齢者医療療養費の支給（保険長寿課 国保年金係 67-2111 内線 2112）

※内 容：いったん全額自己負担となった診療等を後期高齢担当窓口へ申請し、審査で決定されれば、自己負担分を除いた額が払い戻されます。

※対 象：①事故や急病などで保険証を持たずに診察を受けた（10 割負担した）とき

- ②医者が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具代がかかったとき
- ③骨折や捻挫などで柔道整復師の施術を受けたとき
- ※次のような場合は保険証が使用できません。
- ・日常生活からくる疲労や肩こり・腰痛・体調不良
 - ・スポーツによる筋肉疲労・筋肉痛など
- ④医師が認めた鍼・灸・マッサージなどの施術を受けたとき
- ⑤海外渡 航中に診療を受けたとき（治療目的の渡航は除く）

※必要なもの：補装具を装着したとき…被保険者証、領収書、医師の証明書、マイナンバー
10割負担したとき…被保険者証、領収書、診療報酬明細書、マイナンバー
その他のとき…国保年金係までお尋ねください。

後期高齢者医療限度額適用認定証（保険長寿課 国保年金係 67-2111 内線 2112）

※内 容：交付申請をした被保険者に対して、病院窓口で支払う自己負担額や入院時の食事代を限度額までにおさめるための証書を発行します。医療機関の窓口で「限度額適用認定証」を提示することで、外来・入院とも、窓口での支払いが限度額までとなります。

※対 象 者：後期高齢者医療制度での所得区分が【区分Ⅰ】、【区分Ⅱ】、【現役並み所得者Ⅰ】、【現役並み所得者Ⅱ】に該当される方

【一般】【現役並み所得者Ⅲ】の人は認定証が発行されません。医療機関の窓口でその旨申し出てください。

所得区分		外来＋入院（世帯単位）
現 役 並 み	Ⅲ （課税所得 690 万円以上）	252,600 円＋ （総医療費－842,000 円）×1% 【140,100 円】
	Ⅱ （課税所得 380 万円以上）	167,400 円＋ （総医療費－558,000 円）×1% 【93,000 円】
	Ⅰ （課税所得 145 万円以上）	80,100 円＋ （総医療費－267,000 円）×1% 【44,400 円】

所得区分			外来＋入院（世帯単位）	
			外来（個人単位）	
一般	Ⅱ（2割負担者）	住民税が課税の世帯で現役並み区分に該当しない世帯	6,000 円＋（総医療費－30,000 円）×10%または 18,000 円のいずれか低い額 ※2, 3, 4	57,600 円 【44,400 円】※1
	Ⅰ（1割負担者）		18,000 円※2	
区分Ⅱ		住民税が非課税の世帯	8,000 円	24,600 円
区分Ⅰ		住民税が非課税の世帯で、被保険者の年金収入が 80 万円以下の世帯		15,000 円

※1 【】内は過去 12 か月以内に「外来＋入院」の限度額を超えたことが 3 回以上あった場合の 4 回目

以降の限度額

※2 年間(8月～翌7月)の限度額は144,400円です。

※3 総医療費が30,000円未満の場合は、30,000円として計算します。

※4 2割負担となる方について、窓口負担割合の引き上げに伴い、1ヵ月の外来医療費の負担増加額が3,000円までに抑えられます。(配慮措置：令和4年10月1日から3年間)

※ 所得区分が「区分Ⅱ」の認定を受けている期間で、過去の12か月の入院日数の合計額が90日を超える方は、長期入院該当者としてさらに食事代が減額されます。

該当される方は、入院日数が確認できる領収書などをお持ちいただき申請してください。

高額医療・高額介護合算療養制度 (保険長寿課 国保年金係 67-2111 内線 2112)

※内 容：医療保険と介護保険で1年間(毎年8月1日から翌年7月31日まで)に支払った医療費と介護サービス費の合算額(高額療養費や高額介護サービス費などで支給された額を除く)が世帯単位の算定基準額を超えた場合に支給されます。

※対 象 者：後期高齢者医療制度の被保険者

※基 準 額：

所得区分	該当所得額	算定基準額
現役並み	Ⅲ(課税所得 690 万円以上)	212 万円
	Ⅱ(課税所得 380 万円以上)	141 万円
	Ⅰ(課税所得 145 万円以上)	67 万円
一般		56 万円
区分Ⅱ		31 万円
区分Ⅰ		19 万円(注)

(注) 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円。

※医療費または介護サービス費のどちらかの自己負担額が0円の場合は支給されません。

※計算した支給額が500円以下の場合は支給されません。

後期高齢者医療特定疾病 (保険長寿課 国保年金係 67-2111 内線 2112)

※内 容：厚生労働大臣が指定する特定疾病の場合は証明書を提示することで自己負担を一定額にすることができます。

※対 象 者：次の疾病を治療中の方

- ①先天性血液凝固因子障害の一部
- ②人工透析が必要な慢性腎不全
- ③血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症

※自己負担(月額)：10,000円

※申 請：特定疾病療養受領証交付申請書(医師の証明を得ること)を国保年金係に提出

ぎふ・すこやか健康診断 (保険長寿課 国保年金係 67-2111 内線 2112)

※内 容：後期高齢者医療制度の被保険者の方が、町または検査機関が実施する健康診断を一部負担で受診できます。

※対 象 者：後期高齢者医療制度の被保険者

※費用：

健診の内容	実施場所	実施期間	自己負担額
個別健診	町内指定医院	7～10月	500円
集団健診	保健センター	町の指定する日	420円

口腔健康診断（ぎふ・さわやか口腔検診）（保険長寿課 国保年金係 67-2111 内線 2112）

※内 容：後期高齢者医療制度の被保険者の方が、町の指定する検査機関で実施する口腔健康診査を一部負担で受診できます。

※対 象 者：後期高齢者医療制度の被保険者

※自己負担額：300 円

訪問口腔健康診断（保険長寿課 国保年金係 67-2111 内線 2112）

※内 容：後期高齢者医療制度の被保険者で在宅の要介護者の方が、町の指定する検査機関の歯科衛生士が訪問して実施する口腔健康診査を一部負担で受診できます。

※対 象 者：後期高齢者医療制度の被保険者で、在宅の要介護者（介護保険制度の要介護状態区分における要介護3、4、5）で医療保険や介護保険に関する管理を受けている方を除く。

※自己負担額：200 円

国民健康保険高額療養費（保険長寿課 国保年金係 67-2111 内線 2112）

※内 容：国民健康保険被保険者の外来・入院での1か月の自己負担額の合計が、所得区分に応じた限度額を超えていた場合に、申請により限度額を超えた金額を高額療養費として支給します。対象となった世帯主あてに申請の案内を送ります。

①同じ医療機関での1か月の自己負担が限度額を超えたとき

②窓口での支払い額の合計が限度額を超えるとき（個人単位。外来、入院とも）

③高額療養費の支給が4回目以上であるとき（過去12か月間に1つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降が限度額を超えた分を支給）

④同じ世帯で合算して限度額を超えたとき（同じ月内に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合、それらを合算して限度額を超えた分をあとから支給）

※対 象 者：70歳未満の方と70歳以上75歳未満の方で所得区分の判定が違います。

<70歳未満の方>

所得区分	3回まで	4回目以降
ア 所得 901 万円超	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1 %	140,100 円
イ 所得 600 万円超 901 万円以下	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1 %	93,000 円
ウ 所得 210 万円超 600 万円以下	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1 %	44,400 円
エ 所得 210 万円以下 (住民税非課税世帯を除く)	57,600 円	44,400 円
オ 住民税非課税世帯	35,400 円	24,600 円

<70 歳以上 75 歳未満の方>

外来（個人単位）の限度額 A を適用後、入院と合算して B の限度額を適用します。

所得区分		外来（個人単位） A		外来＋入院（世帯単位） B	
現役並み所得者	Ⅲ（課税所得 690 万円以上）	252, 600 円 ＋（医療費－842, 000 円）×1％ ※過去 12 ヶ月以内に限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合、 4 回目以降は 140, 100 円			
	Ⅱ（課税所得 380 万円以上）	167, 400 円 ＋（医療費－558, 000 円）×1％ ※過去 12 ヶ月以内に限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合、 4 回目以降は 93, 000 円			
	Ⅰ（課税所得 145 万円以上）	80, 100 円 ＋（医療費－267, 000 円）×1％ ※過去 12 ヶ月以内に限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合、 4 回目以降は 44, 400 円			
一般（課税所得 145 万円未満等）		18, 000 円 ※4		57, 600 円 ※5	
低所得者Ⅱ		8, 000 円		24, 600 円	
低所得者Ⅰ		8, 000 円		15, 000 円	

※4 8 月～翌年 7 月の年間限度額は 144,400 円（一般、低所得者Ⅰ・Ⅱだった月の外来の合計の限度額）です。

※5 過去 12 か月以内に B の限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合、4 回目以降は 44,400 円

※75 歳到達月は、国保と後期高齢者医療制度の限度額がそれぞれ 1/2 となります。

国民健康保険限度額適用認定証（保険長寿課 国保年金係 67-2111 内線 2112）

※内 容：申請により発行する「限度額適用認定証」を医療機関の窓口で提示をすることで、外来・入院とも、窓口での支払いが限度額までとなります。申請月の 1 日から適用され、認定証の有効期限は毎年 7 月 31 日になります。引き続き認定証が必要な場合は再度申請が必要です。

※対 象 者：①70 歳未満の方

②70 歳以上 75 歳未満で所得区分が低所得者Ⅰ・Ⅱ、現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの方
それぞれの所得区分、限度額については、上記高額療養費のとおりです。

※必要なもの：被保険者証、マイナンバー

住民税非課税世帯、低所得者Ⅱの方は、過去 12 か月で 90 日を超える入院をしたときは、入院時の食事代の標準負担額が軽減されます。入院期間がわかるもの（領収書など）をお持ちください。

国民健康保険高額療養費資金貸付（保険長寿課 国保年金係 67-2111 内線 2112）

※内 容：高額療養費の支給を受けることが見込まれる人の属する世帯の世帯主に対し、高額療養費の支給を受けるまでの間、一時的に費用を支払うための資金を貸し付けます。

※対 象 者：次に掲げるすべての要件を満たしている方

①被保険者の属する世帯の世帯主

②被保険者が受けた療養について、高額療養費の支給を受ける見込があること。

③療養に要する費用について当該被保険者が医療機関等から請求を受け、または、その費用を支

払ったこと。

※貸付額：高額療養費支払見込額の10分の9とする。貸付金には、利息を付さない。

国民健康保険健康診断料助成（保険長寿課 国保年金係 67-2111 内線 2112）

※内容：申請により国民健康保険の被保険者が受診した健康診断（人間ドック、脳ドック等）に要した費用の一部を助成します。

受診から6か月以内に申請してください。

※対象者：町内の国民健康保険の被保険者で、次に掲げるすべての要件を満たしている方

- ①健診を受けようとする年度に年齢が30歳に達している者または達する方
- ②国民健康保険税の納期到来分の完納世帯に属する方
- ③健診の結果の提供に同意をいただける方

※助成額：

健診料の額	助成限度額
5,000円以上 100,000円未満	健診料の4分の3の額。1,000円未満の端数は切り捨てる
100,000円以上	75,000円

※必要なもの：被保険者証、世帯主及び受診者の印鑑、領収書、通帳など振込先のわかるもの、健診結果の写し

療養費の支給（保険長寿課 国保年金係 67-2111 内線 2112）

※内容：いったん全額自己負担となった診療等を国保担当窓口へ申請し、審査で決定されれば、自己負担を除いた額が払い戻されます。

※対象：①事故や急病などで保険証を持たずに診察を受けた（10割負担した）とき

②医者が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具代がかかったとき

③骨折や捻挫などで国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき

④手術など輸血に用いた生血代

⑤医師が認めた鍼・灸・マッサージなどの施術を受けたとき

⑥海外渡航中に診療を受けたとき（治療目的の渡航は除く）

※必要なもの：補装具を装着したとき…被保険者証、領収書、医師の証明書、マイナンバー

10割負担したとき…被保険者証、領収書、診療報酬明細書、マイナンバー

その他のとき…国保年金係までお尋ねください。

その他国保からの支給（保険長寿課 国保年金係 67-2111 内線 2112）

①出産育児一時金の支給・・・被保険者が出産したときに支給。妊娠12週以降であれば、死産や流産でも支給。医療機関へ直接支払われます。

②葬祭費・・・被保険者が亡くなったとき、申請により葬祭を行った方（喪主）に支給。

③移送費の支給・・・医師の指示により、やむを得ず重病人の入院や転院などの移送に費用がかかったとき、申請して国保が必要と認めた場合に支給されます。

④第三者行為による傷病・・・交通事故など、第三者から傷病を受けた場合も、国保に連絡し、「第三者行為による傷病届」を提出してください。加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると国保が使えなくなる場合があります。示談の前に必ず国保へご連絡下さい。

⑤一部負担金の減免・徴収猶予・・・一定の要件を満たす御嵩町国民健康保険の加入者について、医療機関

で支払う一部負担金の減免、徴収猶予制度が設けられています。

障害基礎年金（保険長寿課 国保年金係 67-2111 内線 2112）

※内 容：国民年金に加入中（もしくは 60 歳以上 65 歳未満で日本に住んでいる）に初診日のある病気や怪我で、障害年金の判定で 1 級または 2 級の障害の状態になった人が受けられる年金です。厚生年金に加入中に初診日があるときは、障害厚生年金も受給できます。

※対 象 者：障害年金の判定で 1 級または 2 級になった方（障害厚生年金は 3 級も含む）。ただし、初診日のある月の前々月までの被保険者期間のうち、2/3 以上の期間の保険料を納めている（または初診日のある月の前々月までの直近 1 年間に保険料の未納がない）ことが必要。

※年金額（年額）：1 級・・・97 万 2,250 円 2 級・・・77 万 7,780 円（金額は変動します）

特別障害給付金（保険長寿課 国保年金係 67-2111 内線 2112）

※内 容：国民年金への加入が任意だったために加入せず障害を負い、障害基礎年金を受け取れない方が受けられます。

※対 象 者：昭和 61 年 3 月以前に現在の第 3 号被保険者にあたる人や平成 3 年 3 月以前に学生で任意加入していなかった方のうち、障害等級 1 級、2 級の認定を受けた方

※給付金額（月額）：1 級・・・52,300 円 2 級・・・41,840 円（金額は変動します）

免除制度（保険長寿課 国保年金係 67-2111 内線 2112）

※内 容：国民年金の保険料を収めるのが困難な人などのために免除や納付が猶予となる制度。

※対 象 者：法定免除・・・該当する方 申請免除・・・所得に応じて保険料の全額または一部が免除。災害や経済的な事情などで納付が困難な人は相談してください。

※免 除 額：全額・1/4・半額・3/4

免除、猶予、特例のすべての期間が、年金を受給するための資格期間に反映されます。10 年以内（平成 27 年 10 月以降は 5 年）なら追納（申請が必要です）により、老齢基礎年金を満額に近づけることができます。未納の場合はこれらのメリットはありません。

障がい者相談支援事業

（福祉課 社会福祉係 67-2111 内線 2123・2124 または基幹相談支援センター 66-7088）

※内 容：福祉サービスの情報提供、相談、各種支援施策に対する助言・指導、専門機関の紹介などを行います。（相談事業所に委託しています。）

※対 象 者：相談支援を希望する、または必要とする障がい児者または難病患者

※利 用 者：無料

意思疎通支援事業（福祉課 社会福祉係 67-2111 内線 2122・2124 ）

※内 容：手話通訳者、要約筆記者などの派遣を行い、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方との意思疎通を仲介します。

※対 象 者：聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい児者または難病患者

※利 用 者：無料

日中一時支援事業（福祉課 社会福祉係 67-2111 内線 2123・2124）

※内 容：日中において、障がい福祉サービス事業所、障がい者施設などで障がい児者または難病患者に活動の場を提供し見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行います。

※対 象 者：日中において、在宅で支援する人がいないため、一時的に見守りなどの支援が必要と認められる障がい児者または難病患者

※利用者負担：本人及び家族の課税状況に応じて費用の一部負担があります。

補装具（福祉課 福社会福祉係 67-2111 内線 2122・2124）

※内 容：身体上の障がいを補うための車椅子・補聴器・補装具等の交付や修理が受けられます。

費用は、種類別に基準が決められており、本人及び家族の課税状況に応じて費用の一部負担があります。（介護保険からの貸与が受けることができる用具は対象外です）

※利用者負担：本人及び家族の課税状況に応じて費用の一部負担があります。

日常生活用具給付等事業（福祉課 社会福祉係 67-2111 内線 2122・2124）

※内 容：補装具以外のストマ用装具、紙オムツなど、自立した日常生活を支援する用具の給付を行います。（介護保険から貸与を受けることができる用具は対象外です）

※対 象 者：重度の身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者または難病患者であり、当該用具が必要と認められる方

※利用者負担：本人及び家族の課税状況に応じて費用の一部負担があります。

生活サポート事業（福祉課 社会福祉係 67-2111 内線 2123・2124）

※内 容：①実施方法・・・介護給付支給決定以外の人であって、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある方に対して、居宅介護従事者などが居宅へ訪問し、必要な支援（生活支援・家事援助）を行います。

②サービスの利用上限時間・・・一月の利用上限時間は、15 時間とします

※対 象 者：障がい認定区分が非該当である障がい者のうち、日常生活に関する支援が必要と認められる方

※利用者負担：本人及び家族の課税状況に応じて費用の一部負担があります。

移動支援事業（福祉課 社会福祉係 67-2111 内線 2123・2124）

※内 容：社会生活上、不可欠な外出及び余暇活動など、社会参加のために外出する際の移動を支援します。（原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る）

※対 象 者：①身体障がい者・・・屋外での移動に著しい制限のある視覚障がい者、または、全身性障がい者及び町長が特に必要と認める方

②知的障がい者

③精神障がい者

④障がい児・・・屋外での移動に著しい制限のある視覚障がい児、または、全身性障がい児、または知的障がい児及び町長が特に必要と認める児童。

※利用者負担：本人及び家族の課税状況に応じて費用の一部負担があります。

重度心身障害者社会参加助成事業（福祉課 社会福祉係 67-2111 内線 2122・2123）

※内 容：公共交通機関及び自動車を利用する場合に、その一部を助成します。

※対 象 者：身体障害者手帳 1 級、2 級・療育手帳 A1, A2, A

精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級のいずれかをお持ちで在宅生活者

（養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・障がい者施設入所者、入院している方は対象外）

※助 成 額：月額 1,000 円

血液透析患者交通費助成事業（福祉課 社会福祉係 67-2111 内線 2122・2123）

※内 容：公共交通機関及び自動車を利用する場合にその一部を助成します。

※対 象 者：身体障害者手帳のじん臓機能障害 1 級で通院により血液透析療法を受けている在宅生活者

（養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・障がい者施設等入所者、入院している人は対象外）

※助成額：月額 1,000 円

重度心身障害者の医療費助成制度（福祉課 社会福祉係 67-2111 内線 2122）

※対 象 者：身体障害者手帳 1 級から 4 級までの方（4 級については、所得制限あり）、療育手帳の交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳 1 級または 2 級の方

※内 容：健康保険が適用された治療費等の自己負担分を助成します。

（保険適用であっても入院時の食事療養費は助成の対象となりません。）

障がい者配食サービス事業（福祉課 社会福祉係 67-2111 内線 2122・2123）

障がい者で調理をすることが困難な方に対して、配達による栄養バランスのとれた食事の提供と安否確認及び孤立感の解消に努め、日常生活を支援します。

※詳細については、3 ページの高齢者等配食サービス事業をご覧ください。

交通手段の割引（福祉課 社会福祉係 67-2111 内線 2123・2124）

※バス運賃：障害者手帳所有者の普通乗車券 50%・定期券 30%の割引

（第 1 種障害者は介護者も割引）乗車時に手帳を呈示して下さい。

※タクシー料金助成：身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者は料金が 1 割引されます。乗車時に手帳を呈示する。

※有料道路割引：すべての身体障害者手帳所持者は自ら運転する場合 50%割引

療育手帳第 1 種所持者は 50%割引

（第 1 種障害者は介護者運転も割引で ETC カードは障がい者本人名義のもの）

○手続きに必要なもの ①身体障害者手帳または療育手帳

②運転免許証（障がい者本人が運転される場合のみ）

③登録を希望される車検証

④ETC カード・ETC 車載器セットアップ申込書と証明書（ETC を利用する場合）

○通行方法・・ETC を利用しない場合は料金所で手帳を呈示

利用する場合は、ETC 利用登録されたカードを ETC 車載器に挿入

※旅客運賃の割引・・身体または知的障がい者の JR 各社、私鉄各社の運賃が 50%割引

乗車券購入窓口で手帳を呈示。なお、1 種、2 種で下記のように違いがあります。

第1種障害者と介護者	普通・定期乗車券 回数乗車券・急行券	50%割引	全線 同一区間で介護者は1名
第1種及び第2種障害者が単独で乗車する場合	普通乗車券	50%割引	全線 片道101キロ以上の区間
12歳未満の第2種障害者と介助者	定期乗車券 (通勤定期に限る)	50%割引	全線 同一区間で介護者は1名

※その他、航空運賃・国内旅客船運賃などの割引あり。

公共料金の割引 (福祉課 社会福祉係 67-2111 内線 2123・2124)

※内 容：NHK放送受信料の免除・減免、点字郵便物・小包郵便料金、携帯電話料金などの割引を受けられます。

※対 象 者：障害者手帳の種類や所得制限がありますので、対象になるか窓口でご確認下さい。

人権相談 (福祉課 社会福祉係 67-2111 内線 2122)

※内 容：人権擁護委員による人権相談 年間5回

※場 所：みたけ会館、役場北庁舎（広報でお知らせ）

※時 間：午後1時～午後4時

特別障害者手当 (福祉課 社会福祉係 67-2111 内線 2123・2124)

※内 容：身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を要する20歳以上の重度障がい者に支給される手当

※対 象 者：概ね身体障害者手帳1級及び2級、療育手帳A1、精神障害者手帳1級程度

支給制限：① 請求者または扶養義務者などの前年の所得が一定金額以上ある場合

② 施設に入所中の方

③ 病院または診療所に継続して3カ月を超えて入院している方

※手 当 額：月額27,300円

特別児童扶養手当 (福祉課 社会福祉係 67-2111 内線 2123・2124)

※内 容：身体または精神に障がいのある20歳未満の児童を扶養している父母またはその養育者に対して支給される手当

※対 象 者：概ね身体障害者手帳1～3級、療育手帳A1～B1程度（手帳の有無は問わない）

支給制限：① 請求者または扶養義務者などの前年の所得が一定金額以上ある場合

② 児童が施設に入所中のとき

③ 公的年金を受給しているとき

※手 当 額：対象児1人につき 1級…月額52,400円 2級…月額34,900円

障害児福祉手当 (福祉課 社会福祉係 67-2111 内線 2123・2124)

※内 容：身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を要する20歳未満の障がい児に支給される手当

※対 象 者：概ね身体障害者手帳1級及び2級、療育手帳A1程度（手帳の有無は問わない）

- 支給制限：① 請求者または扶養義務者などの前年の所得が一定金額以上ある場合
 ② 施設に入所中の児童
 ③ 公的年金を受給しているとき

※手 当 額：月額 14,850 円

身体障害者用自動車改造費等助成事業（福祉課 社会福祉係 67-2111 内線 2123・2124）

※内 容： 障がい手帳を持ってみえる方が、就労等のため運転免許取得に要する経費、自動車の操向装置および駆動装置等の改造に要する経費、車いす等を利用するために介護者が運転する自動車をリフト付き等に改造または購入する経費を助成。

	対象者	助成額
免許取得費	身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方	免許取得に直接要した経費の 3 分の 2 に相当する額。限度額 10 万円。
改造費	身体障害者手帳をお持ちの方	自動車改造に直接要した額。限度額 10 万円。
購入費	身体障害者手帳 1 級または 2 級の下肢若しくは体幹機能障がい者で、移動に車いす等を使用している方。または、上記の方と生計を一にする方のうち、自動車を就労等のため所有し、または購入する方。	身体障がい者が容易に乗降できるように自動車を改造する経費または、既に改造された自動車を購入する経費の 3 分の 2 に相当する額。ただし、車両本体の購入等にかかる費用については、助成いたしません。限度額 24 万円。

身体障害者福祉機器購入助成（福祉課 社会福祉係 67-2111 内線 2123・2124）

※内 容： 在宅の身体障がい者が先進的な福祉機器（パーソナルコンピューター、人工呼吸器、音声血圧計など）を購入する場合に購入費用の一部を助成します。

※対象者及び対象機器：

種目	障害及び程度	性能
パーソナルコンピューター （プリンタも含む、ただし、同時に購入する場合）	上肢障害 2 級以上または言語・上肢障害 2 級以上の身体障がい者（児）（文字を書くことが困難な者に限る。）及び外出または意思伝達が困難な身体障がい者	モデム等の付設により通信が可能な機種
音声炊飯ジャー	視覚障がい者のみの世帯またはそれに準ずる世帯（操作時に音声による案内を必要とする者に限る。）	炊飯等のすべての機能の操作について音声で知らせる機種
音声 IC タグレコーダ	視覚障がい者で物の識別が困難な方	携帯可能で、障がい者が容易に操作できる機種
人工呼吸器（医療保険の対象となる場合は、除く。）	在宅療養をするにあたって人工呼吸器を必要とする筋ジストロフィー患者	在宅で使用できる機種
音声血圧計	視覚障がい者で血圧管理が必要な方	血圧や脈拍を音声で知らせる機種

色彩音声案内装置	視覚障がい者で物の色の識別が困難な方	色を識別して、色名を音声で知らせる機種
障害物感知センサー	視覚障がい者で物の識別が困難な方	携帯可能で、障がい者が容易に操作できる機種

自立支援医療（福祉課 社会福祉係 67-2111 内線 2122・2123）

※内 容：医療費の1割を負担していただくことにより、対象となる医療の一部を助成します。
世帯の所得に応じて月の上限額が設定されます。

※対 象 者：更生医療：18歳以上の身体障害者手帳を有する方で、身体上の障がいに対し、日常生活能力等の回復または障がいの軽減、改善するために医療が必要な方

対象となる医療の例：関節形成術（肢体不自由）、ペースメーカー埋め込み術（心臓）

人工透析療法（腎臓）など

精神通院：通院による精神医療を継続的に要する方

岐阜県生活困窮者自立相談支援事業（福祉課 社会福祉係 67-2111 内線 2122・2123）

※内 容：生活に困っている、食べるものがない、家賃を払えない、住むところがない、病気で働けない仕事が見つからないなどの相談に応じます。

※相談窓口：岐阜県社会福祉協議会 生活支援・相談センター 中濃・飛騨支所

※開設日時：月～金曜日 8：30～17：15（ただし、国民の祝日・国民の休日・年末年始を除きます）

※連絡先：0574-24-3115 無料通話 0800-200-2538

税金の控除・減免・非課税（税務課 課税係 67-2111 内線 2154・2151）

※内 容：所得税、住民税、固定資産税、自動車税、軽自動車税などについて控除や減免を受けられることがあります。

※対 象 者：身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を有すること（その他条件有）

※問い合わせ先：所得税・贈与税・相続税（多治見税務署）0572-22-0101

個人住民税・軽自動車税（種別割）・固定資産税（役場税務課）

個人事業税（県税事務所）058-214-6873

岐阜市藪田南5丁目14-53 OKB ふれあい会館第1棟7階

自動車税、軽自動車税（環境性能割）（岐阜県自動車税事務所）058-279-3781

岐阜市日置江 2648-3

児童虐待（福祉課 児童福祉係 67-2111 内線 2126・2127）または（福祉課 保健予防係 67-2111 内線 2191～2194）

※内 容：児童に対する身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、育児放棄・監護放棄(ネグレクト)が疑わしいまたは見られた方は情報を提供して下さい。

※連絡場所：福祉課児童福祉係、福祉課保健予防係

※時 間：午前8時30分～午後5時15分

★児童相談所全国共通ダイヤル TEL：189（いちはやく）

子ども相談（中濃子ども相談センター 可茂総合庁舎内 25-3111）

※内 容：18歳未満の悩みを持っているお子さんや両親がお困りのお子さんについて、専門家が相談に応じ、共に考え、援助します。

精神保健福祉相談（福祉課 保健予防係 67-2111 内線 2191～2194）

※内 容：精神保健福祉士による相談（本人・家族どちらでも可）予約制

※日 時：毎月第1月曜日 午後1時30分～午後3時30分

いきいき健康相談（福祉課 保健予防係 67-2111 内線 2191～2194）

※内 容：健康、育児等の保健師・栄養士による相談

※日 時：毎週月曜日 午後1時30分～午後4時30分

高齢者等インフルエンザ予防接種（福祉課 保健予防係 67-2111 内線 2191～2194）

※対 象 者：満65歳以上の者及び60歳以上65歳未満の心臓・腎臓及び、呼吸器の機能または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがある方として、厚生労働省で定める方

※内 容：可児医師会管内の委託医療機関において、インフルエンザ予防接種を受ける場合、自己負担1,500円（予定）で接種できる。

※実施期間：毎年10月～1月（予定）

※この事業については、毎年9月に契約予定のため、詳しくは、広報誌「ほっとみたけ」または町ホームページでご確認下さい。

行政相談（住民環境課 ふれあい住民係 67-2111 内線 2103）

※内 容：役所（国・県・町）の仕事について「説明に納得できない」「なかなか許可、認可されない」「こんなものを設置または、改善してほしい」等、相談に応じます。

※日 時：毎月第4月曜日 午後1時30分～午後3時30分 （受付は午後3時まで）

※場 所：広報紙にてお知らせします。

法律相談（住民環境課 ふれあい住民係 67-2111 内線 2103）

※内 容：顧問弁護士による無料法律相談

※日 時：毎月第4金曜日 午後3時～午後7時（予約が必要）

※12月のみ、第3金曜日となります。

無料相談「金融ほっとライン（東海）」（住民環境課 ふれあい住民係 67-2111 内線 2103）

※目 的：警察、消費生活センターなど他の行政機関との連携により、利用者サービスの向上や利用者保護の推進、金融被害の防止に努めます。

※内 容：金融サービスを利用される人からの意見、要望、情報提供、質問、相談の受付

※日 時：平日9:00～12:00、13:00～17:00

※連 絡 先：財務省東海財務局 052-951-9620

多重債務相談（住民環境課 ふれあい住民係 67-2111 内線 2103）

※内 容：返済しきれない借金の相談に応じます。借り入れの状況などを専門員がお聞きし、必要に応じて、弁護士、司法書士などの法律専門家に引継ぎます。相談無料。

※日 時：平日 9：00～12：00、13：00～17：00

※連絡先：財務省東海財務局 052-951-1764

自動通話録音装置の無料貸し出し（住民環境課 ふれあい住民係 67-2111 内線 2103）

特殊詐欺などの犯罪から身を守る手段として、自動通話録音装置を無料で貸し出します。警告メッセージと録音機能で犯人に通話を断念させ、詐欺などの被害を未然に防ぐことが期待できます。

※内 容：①着信前に、「この電話は振り込め詐欺などの犯罪被害防止のため、会話内容が自動録音されます。」とアナウンスが流れて、振り込め詐欺を防止します。

②万が一の時に「大変だあ～!!!ボタン」を押すことで、予め登録された4箇所の電話番号に順次発報し、録音しておいたメッセージを再生します。

③非通知電話からの着信を取り次ぎしないようにできます。

④「許可電話帳」に登録した番号に対して、着信時に警告音声を流さないようにすることができます。

※③・④の機能を使用する時は、ナンバーディスプレイなどの加入が必要です。

※対象者：町内に住所を有する概ね 65 歳以上の高齢者のみで構成される世帯、または、日中の時間帯において、概ね 65 歳以上の高齢者のみで構成される世帯

※持ち物：印鑑・身分証明書

※費用：無料

消費者相談（住民環境課 ふれあい住民係 67-2111 内線 2103）

※内 容：訪問販売で買った商品を解約したい、クーリング・オフはどうするかなど商品やサービスなどの契約に関する消費相談に応じます。

※日 時：平日 月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

※場 所：役場本庁舎 1 階 住民環境課

●その他の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談日時	備考
国民生活センター	188（いやや！） 消費者ホットライン （電話相談のみ）	土・日曜日 午前 10 時～午後 4 時	平日は、県などの相談センターが開設しているため、相談は行いません。
県民生活相談センター	058-277-1003	月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 土曜日 午前 9 時～午後 5 時	岐阜市藪田南 5-14-53 ふれあい福寿会館 1 棟 5 階
中濃地域振興局 消費生活相談窓口	0574-25-3111 （内線 212）	月火木金曜日 午前 8 時 30 分～ 午後 4 時 15 分	美濃加茂市古井町下古井 大脇 2610-1 可茂総合庁舎 3 階
日本司法支援センター	050-3383-5471	月～金曜日	岐阜市美江寺町 1-27

法テラス岐阜		午前 9 時～午後 5 時	第一住宅ビル 2 階
日本司法支援センター 法テラス可児法律事務所	050-3383-0005	月～金曜日 午前 9 時～午後 5 時	可児市広見 5-152 サン・ノーブルビレッジ・ ヒロミ 101
御嵩町役場 消費相談窓口	0574-67-2111 (内線 2102. 2103)	月～金曜日 午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 15 分	御嵩町役場 住民環境課ふれあい住民 係
法律相談	0574-67-2111 (内線 2103)	毎月第 4 金曜日 午後 3 時～午後 7 時 (予約制。一人 20 分)	御嵩町役場 住民環境課ふれあい住民 係

ごみ処理手数料免除 (住民環境課 環境整備係 67-2111 内線 2105・2106)

※内 容：可燃ごみ袋大を 4 枚/月の割合で現物支給します。

※対 象 者：①要介護の認定を受け、紙おむつ等を使用している在宅の方

②排尿や排便機能の障がいのため、日常生活用具給付事業で収尿器、ストマ用装具、紙おむつ等の支給を受けている在宅の方

※持 ち 物：①介護保険証・印鑑

②役場から発行を受けた日常生活用具給付決定通知書・印鑑

浄化槽設置整備事業補助金 (上下水道課 整備係 67-2111 内線 2139)

※内 容：生活系排水による河川の水質汚濁の進行を防止し、生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽設置整備に関する補助金を交付します。

※対 象 者：7 年以内に、公共下水道による整備計画のない区域に一般家庭住居を保有している、または建築予定のある方で、国や県、町の交付要件を満たす方

※助 成 額：設置する住宅の延床面積や浄化槽の処理能力によって金額が異なります。

(補助区域、その他交付要件、助成額については、整備係へお問い合わせ下さい。)

水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給 (上下水道課 整備係 67-2111 内線 2139)

※内 容：一般家庭における水洗便所等の改造工事に要する資金の融資あっせん及び利子補給します。

①既設のくみ取り便所を水洗便所に改造する工事及びこれと同時に行う家庭污水を公共下水道に排除するための排水設備の設置工事

②既設の浄化槽を廃止し、公共下水道に直接排除するための工事及びこれと同時に行う家庭污水を公共下水道に排除するための排水設備の設置工事

※対 象 者：建築物の所有者または使用者(当該改造工事について、土地及び建築物の所有者の承諾を得た場合に限る。)で、次の要件を満たしている方

①町内に住所を有する方

②町税及び下水道事業受益者負担金を滞納していないこと

③融資を受けた改造資金の償還能力を有する方

④確実な連帯保証人があること

⑤法第 9 条第 1 項の規定による公示があつてから、3 年以内に前条の改造工事を行う人であること。

※融資あっせん額：改造工事費(1 万円未満の端数は切り捨てる。)の範囲内とする。ただし、100 万円を限

度とする。(町が指定した下水道工事指定店による施工に限ります。)

※その他：融資あっせんの条件等詳細については、町のホームページをご覧ください。整備係へお問い合わせ下さい。

生活扶助世帯水洗便所等改造工事補助金 (上下水道課 整備係 67-2111 内線 2139)

※内容：生活扶助を受けている人に対し、水洗便所等の改造工事に要する費用を補助します。

- ①既設のくみ取り便所を水洗便所に改造する工事及びこれと同時に施工する家庭汚水を公共下水道に排除するための排水設備の設置工事
 - ②既設の浄化槽を廃止し、公共下水道に直接排除するための工事及びこれと同時に施工する家庭汚水を公共下水道に排除するための排水設備の設置工事
- ・補助対象工事は、下水道法第9条第1項の規定による公示があつてから、3年以内に行う工事であること
 - ・補助対象工事は、1世帯につき一の便所及び排水設備に限るものとする。

※対象者：次の各号に掲げる要件を満たしている方

- ①生活保護法第11条第1項の規定による生活扶助を受けている方
- ②下水道法第2条第8号に規定する処理区域内において、自己の居住用の建築物を所有する方

※補助額：補助金の額は、町長が認める補助対象工事の施工に要する費用に相当する額。(補助対象工事は、町が指定した下水道工事指定店での施工に限ります。)

※その他：交付申請等詳細については、町のホームページをご覧ください。整備係へお問い合わせ下さい。

家屋にかかる固定資産税(バリアフリー改修と固定資産税の減額)

(税務課 課税係 67-2111 内線 2153)

※内容：高齢者、障がいのある人等が居住する住宅で、一定のバリアフリー改修工事を行い、工事完了後、3ヶ月以内(原則)に申告を行った場合、翌年度の固定資産税が減額されます。

※対象家屋：新築から10年以上経過した居住用の家屋(貸家を除く)で、平成28年4月1日から令和6年3月31日までの間に、給付金・補助金を除いた自己負担額が50万円以上の一定のバリアフリー改修工事が行われ、次のいずれの人が居住している家屋

- ①65歳以上の方
- ②介護保険において、要介護認定、要支援認定を受けている方
- ③障がいのある方

※減額内容：工事を完了した翌年度分に、その家屋に係る固定資産税の3分の1を減額します。ただし、1戸あたり100㎡までを限度とします。

※工事内容：次の工事であること。

- ①通路・出入口の拡幅工事
- ②階段の勾配の緩和工事
- ③浴室の改良工事
- ④トイレの改良工事
- ⑤手すりの取り付け工事
- ⑥床の段差解消工事
- ⑦出入口の戸の改良工事
- ⑧滑りにくい床材料への取り替え工事

木造住宅耐震診断事業（建設課 管理係 67-2111 内線 2165）

※内 容：地震に対する建築物の安全性に関する意識の啓発、耐震診断に関する知識の普及及び耐震改修の実施の促進を図り、もって震災に強いまちづくりを目指すため、無料で木造住宅の耐震診断を実施します。

※対象住宅：町内に存する昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅

※費用：無料

建築物等耐震化促進事業費補助金交付（建設課 管理係 67-2111 内線 2165）

※内 容：地震発生時における住宅の倒壊等による災害を防止するため、木造住宅の耐震補強工事に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

※対象事業：上記の無料耐震診断の結果に伴い実施する耐震補強工事

※補助額：工事費が 120 万円以内の場合…対象工事費の 90%

工事費が 120 万円超えの場合…対象工事費の 90%（上限 110 万円）

（詳細については、年度により変更する可能性があるため、建設課までお問い合わせ下さい。）

運転免許証自主返納者回数券購入補助制度

（名鉄広見線活性化協議会（企画課受付 67-2111 内線 2227）

※内 容：運転免許証の自主返納を行った人に対し、名鉄広見線の回数券購入相当額を助成する制度です。

※対象者：御嵩町、可児市の住民基本台帳に記載されている方ですべての運転免許証を返納した方

※対象区間：新可児駅～御嵩駅までの区間内

※補助金の額：回数券購入費用の全額。ただし、申請は 1 回限り。3 組（1 組＝10 枚）以内

※申請方法：運転免許証を自主返納した日から起算して 1 年以内に、必要書類を添えて申請してください。

※必要書類：①公安委員会が発行する申請による運転免許の取消通知書の写し

②返納した運転免許証（穴開け済）の写し

③購入した回数券の写し（1 組 10 枚のうち 1 枚）

④回数券購入に係る領収書（原本）

ふれあい予約バス（タクシー車両を使った予約型の運行）割引制度

（企画課 企画調整係 67-2111 内線 2226）

※内 容：乗車時に障がい者手帳を提示していただくと、乗車料金が半額（200 円→100 円）になる制度です。

※対象者：第 1 種障がい者およびその介護者、第 2 種障がい者

御嵩町空き家バンク制度（企画課 企画調整係 67-2111 内線 2227）

※内 容：空き家を貸したい・売りたいという空き家所有者と、空き家を借りたい・買いたいという空き家利用希望者の双方の橋渡しを行います。

※運用方法：①所有者は物件登録を、利用希望者は利用登録を行います。

②ホームページで空き家物件を公開し、所有者と利用希望者のマッチングをします。

③大半の場合、協力不動産事業者の仲介により売買・賃借等の交渉、契約が進められます。

御嵩町再生可能エネルギー活用推進事業補助金

(環境モデル都市推進室 67-2111 内線 2242)

※内 容：太陽光発電システム(10kw未満)、燃料電池や蓄電池システムを設置する際に補助金を交付します。

※対象者：①町内の自らの居住する住宅に補助対象システムを設置する人
②建売住宅供給者等から町内に自ら居住する補助システム付き住宅を購入する人
③本店または事務所の所在地が町内の事業者で、町内の事業所に設置する人

※補助金の額：太陽光発電 2万円/1kw補助 上限 10万円(15件)
燃料電池 10万円補助(2件) 蓄電池システム 2万円/1kwh補助 上限 10万円(15件)

※必要書類：①再生可能エネルギー活用推進事業補助金予約申込書
②再生可能エネルギーシステム設置計画書
③見積書の写し又は契約書の写し
④住所の所在地を示した地図
⑤工事着工前の現況を示す写真
⑥建物の登記事項証明書 ほか 詳細はホームページをご覧ください。

社会福祉協議会

日常生活自立支援事業 (社会福祉協議会 67-6710)

※内 容：福祉サービス利用援助 } 1時間あたり 1,000円
日常的金銭管理サービス } 1時間を越えると 30分毎に 500円加算
書類預かり・・・・・・・・・・ 1ヶ月 500円

※対象者：判断能力や日常生活に不安がある人で最低限の契約能力がある方

※手続きの流れ：利用者⇒社会福祉協議会⇒社会福祉協議会の担当者による訪問相談
⇒支援計画作成と契約の締結

※手続きに係る日数： 2ヶ月程度

食事サービス事業 (社会福祉協議会 67-6710)

※内 容：ボランティアの手作り弁当をお届けします

※対象者：①80歳以上のひとり暮らしの方で調理支援が必要
②80歳以上の高齢者のみの世帯で主に家事をする方に調理支援が必要
③重度障がい者(身体障害者手帳1級、2級、療育手帳Aを所持している方)
④上記の条件に該当しないが、民生児童委員が必要と認める方

※実施日：7月、8月、9月の夏季を除く毎月第3木曜日(中地区、伏見地区)、第4木曜日(上之郷地区、御嵩地区)

※協力費：1回 200円

車椅子・ベッド貸出 (社会福祉協議会 67-6710)

※内 容：加齢による身体の衰えや障がいや怪我により、電動ベッドや車椅子を必要とする人への貸出
要介護1以下の人へののみ貸出が可能です。車椅子につきましては、原則3日以内であれば、
介護度や障がい等級に関係なく貸出可能

※車椅子：自走用・介助用。短期貸出は、3日以内で無料です

長期貸出は、1 年（更新手続きにより延長可能）消毒料として、返却時 5,500 円が必要です。
※ベ ッ ド：貸出期間は、1 年（更新手続きにより延長可能）消毒料として、返却時 17,050 円が必要です。

福祉車両貸出（社会福祉協議会 67-6710）

- ※内 容：軽自動車（2 人＋車椅子 1 台）2 台、ワゴン車（3 人＋車椅子 2 台）1 台
電話等で空きを確認し、利用申請書を提出
- ※対 象 者：在宅の方で常時または一時的に車椅子を使用する方
- ※費 用：無料（燃料代と有料道路通行料や駐車料は利用者負担）

生活福祉資金の貸付制度（社会福祉協議会 67-6710）

- ※対 象 者：資金の貸付にあわせて必要な援助指導を受けることにより独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難な低所得者世帯・障がい者世帯・高齢者世帯
- ※貸付条件：貸付利子 無利子（連帯保証人を立てられない場合は年 1.5%）
償還方法 月賦
延滞利子 償還期限後、延滞元金に対し利子が発生します
原則連帯保証人 1 名が必要です（緊急小口資金を除く）
- ※申 込 み：生活福祉資金借入申込書、借入申込世帯・連帯保証人の所得証明書、その他添付書類等必要書類を社会福祉協議会に提出
- ※手続きの流れ：申込必要書類を提出→岐阜県社会福祉協議会の調査委員会で検討→生活福祉資金貸付審査等運営委員会から可決決定→貸金の貸付
- ※手続きに係る日数：1 ヶ月～2 ヶ月

介護でんわ相談（社会福祉協議会 68-1877）

- ※内 容：介護に関する悩み事や困り事などをご相談下さい。
- ※日 時：毎月第 2 火曜日 午前 9 時～午後 4 時

ちょこっと支え合い活動（ちょこっと支え合いサポーター専用電話 090-8677-9668）

- ※内 容：買い物代行、簡単な掃除、玄関周り草取り、料理一品、リサイクルごみの分別・運搬、電球交換、家具移動（対応できないこともあります。）、簡単な修理、話し相手、ズボンの裾上げ・ボタン付けなどのお手伝いを行います。
- ※対 象 者：ひとり暮らし高齢者または、高齢者世帯、障がい者で近所に支援して下さる身内のいない人
- ※お手伝いできる時間：月～金曜日（国民の祝日・国民の休日・年末年始は除く）
午前 9 時～12 時/午後 1 時～4 時
- ※受付時間：午前 9 時～12 時
- ※費 用：ボランティアによる活動のため無料。ただし、買い物代行・材料費などは実費、買い物代行の場合はガソリン代として 200 円を負担。

げんきボランティア 65（社会福祉協議会 ボランティアセンター 42-8233）

- ※内 容：御嵩町にお住まいの 65 歳以上の皆さんがボランティア活動をおこなった場合、活動実績に応じてポイントが付与され、蓄積したポイントを換金することができる事業
- ※対 象 者：御嵩町在住の 65 歳以上の方（ボランティアセンターで事前にボランティア登録が必要です。）
- ※対象ボランティア活動：あらかじめ町の指定を受けたボランティア活動（指定を受けるには事前に御嵩

町役場 保険長寿課 電話：67-2111 で活動団体登録が必要です。）

※有償のボランティア活動や民間施設（デイサービスセンターや老人ホーム等）でのボランティア活動は対象外。

※ポイントの取得：30 分のボランティア活動で1ポイント、1日4ポイントまで取得でき、ボランティア登録時にお渡しするポイント手帳に、ポイントを集めます。

1ポイントは50円相当で、1年間の上限は100ポイント（5,000円）。

たまったポイントを翌年1月中にボランティアセンターで申請し、換金します。

※窓口：社会福祉協議会ボランティアセンター（御嵩町防災コミュニティセンター内）
御嵩町中切 1437 番地 1 電話 42-8233

ボランティア相談（社会福祉協議会 ボランティアセンター 42-8233）

※内容：ボランティアをやりたい、頼みたい、知りたいなどの相談

※日時：毎月第4水曜日 午前9時～午後4時（この日以外でも平日であれば受付可能）

※場所：社会福祉協議会ボランティアセンター（御嵩町防災コミュニティセンター内）
御嵩町中切 1437 番地 1 電話 42-8233

出前社協講座（介護講座）（社会福祉協議会 67-6855）

※内容：希望の日時・場所にヘルパーが伺い、介護のコツ・介護の知識などを丁寧に指導します。

1ヶ月前には電話で申し込み。数人から20人まで

※受講料：無料

介護者のつどい（社会福祉協議会 67-6710）

※内容：年1～2回、講座や外出等により、在宅で介護をされている人のリフレッシュを図ります。

※対象者：町内に住所を有する在宅介護をされている方

※費用：内容により異なりますが、無料から1,000円程度

その他

成年後見制度

申請先：岐阜家庭裁判所御嵩支部 67-3111

相談先：御嵩町権利擁護センター（中核機関）67-2111

高齢者…高齢福祉係 内線 2114 障がい者…社会福祉係 内線 2123

※内容：病気や事故などにより、判断能力が不十分になった方のために、家庭裁判所がその援助者を選び、その方を保護する制度です。その方の判断能力の程度により、後見、保佐、補助の3種類に分かれます。

※申立の流れ：手続き相談⇒申立書類準備⇒申立書類確認・申立⇒申立人等面接⇒調査⇒審理⇒確定
⇒東京法務局への登記⇒報告書の提出

※申立にかかる費用：7千円程度。その他鑑定費用3～5万円程度。後見人報酬月額 2万円（参考基準額）

※申立にかかる日数：書類が揃って3か月位

成年後見制度利用支援事業（御嵩町権利擁護センター（中核機関）67-2111

高齢者…高齢福祉係 内線 2114 障がい者…社会福祉係 内線 2123）

※内 容：成年後見制度の申立費用、後見人等報酬の助成

※対 象 者：認知症、知的精神障がい者の者で、後見、保佐、補助の審判があった者（生活保護、資産収入が少ない方）

シルバー人材センター（老人憩いの家の中に事務所があります 67-6339）

※内 容：業者に頼むまでではないのだが、自分ではどうしようもない。そんな作業のお手伝いをいたします。庭木の剪定、手すりの取り付けなどの大工仕事、洗車や清掃、ふすま、障子貼りまでどんな仕事でもご相談ください。まずは、シルバー人材センターまでご連絡ください。

※対 象 者：御嵩町在住の方であればどなたでも依頼していただけます。

※費 用：行う作業により金額は様々であるため、詳しい料金については、シルバー人材センターまで直接ご連絡ください。

<会員も募集中です！>

※シルバー人材センターでは、一緒に作業をしていただく会員も募集しております。町内在住のおおむね 60 歳以上の方ならどなたでも大歓迎です。一緒に働き、楽しい生活を送りませんか。申込み等は、シルバー人材センターまでご連絡ください。連絡お待ちしております。

タクシー運賃割引（新太田タクシーグループ）（御嵩タクシー 67-0079）

※対 象：新太田タクシー・可児タクシー・御嵩タクシー・多治見タクシー

※内 容：

- 障害者割引（身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者は手帳呈示で 1 割引）
- 高齢者割引（予め登録を受けた 70 歳以上の方が会員証と割引チケット呈示で）
- 運転免許証返納割引（65 歳以上の人で公安委員会発行の運転経歴証明書を提示された方）

運転免許証返納支援事業（可児警察署交通課 61-0110、可児市交通安全協会 63-4471）

※内 容：運転経歴証明書の交付手数料（1,000 円分の県証紙）を助成します。

※対 象 者：岐阜県内で運転経歴証明書を申請される高齢運転者等

※申請場所：①警察署で自主返納手続

②運転者講習センターで自主返納手続

※申請方法：申請される①または②の交通安全協会で支援を申請し、県証紙を受領してください。

	地区	氏 名	電話番号	担当自治会など	
民生委員・児童委員 35人	上之郷 6人	瀬瀬 健史	67-1460	井尻・北切	任期令和4年12月1日から令和7年11月30日までの三年間
		奥村 正廣	67-2768	川南・平・宿	
		大山 恵子	67-2773	美佐野・次月	
		伊佐治 洋子	67-6058	津橋・前沢	
		佐藤 正春	67-0654	謡坂・小原・西洞	
		植松 政忠	67-1570	谷・綱木・大久後・小和沢	
	御嵩 9人	安藤 隆幸	67-1369	送木・城町	
		葛谷 幹治	67-5625	長岡・向陽台	
		安藤 佐代子	67-2921	柏森・板良町	
		竹腰 信彦	67-7330	上町・若松町・中本町	
		斉藤 節子	67-0054	木の下・元町・昭和町	
		田中 耕三	67-1271	愛宕町・若宮町1	
		林 茂樹	67-1664	若宮町2・赤坂	
		○長谷川 能宣	67-7457	南山台西	
		木島 和美	67-7357	南山台東	
	中 12人	安藤 美智代	67-0217	西之門・南山	
		松岡 周子	67-0139	十日市場・南町	
		伊藤 定代	67-0689	西田	
		糸山 敬子	67-4704	西田	
		○齊藤 貞子	67-3723	西屋敷・春日町	
		小倉 栄生	67-4824	北屋敷・愚溪町	
		横田 幸子	67-0493	大庭台北	
		橋本 勝彦	67-7364	大庭台南	
		籠橋 伊津美	67-0440	白山町・大庭	
		磯谷 義博	67-3285	長瀬・新木野	
		山田 君子	67-2077	顔戸北・顔戸南	
		安藤 久美子	67-4927	古屋敷・尼ヶ池	
	伏見 8人	羽賀 幸子	67-5982	里・洞・高倉	
		尾畑 洋子	67-1772	青木・稲荷台	
		◎今井 暢	67-4022	共和台・高倉団地・高倉台	
		奥村 恵子	67-1928	山田・中町	
		山下 光國	67-3306	東町・西本町・西町・旭町	
		日比野 克昭	68-1726	新町	
		鍵谷 泰昭	67-0988	伏見台・野崎	
		若林 健次	67-2081	本郷	
主任児童委員 3人		問屋 裕子	67-5756	上之郷小学校区	
		内山 幸	67-5939	御嵩小学校区	
		長瀬 千賀子	67-1486	伏見小学校区	

